

令和6年度 第2回 船橋市社会福祉審議会

(令和7年5月28日作成)

開催日時	令和7年3月24日(月) 午後1時30分～午後3時00分		
開催場所	市役所本庁舎9階第1会議室及びオンラインによるハイブリット形式		
出席者	赤岩 けさ子委員、大塚 正久委員、尾木 修介委員、音島 昇委員、 小島 千鶴委員、児玉 亮委員、佐瀬 俊道委員、杉山 宏之委員、 鈴木 章浩委員、鈴木 和美委員、田中 紀代美委員、筒井 勝委員、 恒松 珠美委員、中原 美恵委員、早川 淑男委員、星 誠一郎委員、 松崎 総一委員、松崎 泰子委員(委員長)、松本 歩美委員、 宮川 一郎委員、茂木 健司委員、横山 洋子委員、渡邊 章委員 以上23名		
	事務局(福祉政策課): 課長、課長補佐、係長、主任主事、主事		
	その他: 健康福祉局長、福祉サービス部長、健康部長、 こども家庭部長、地域福祉課長補佐、障害福祉課長、 健康政策課長、地域保健課長、こども政策課長、 こども家庭支援課長、児童相談所開設準備課長、保育運営課長		
欠席者	大野 地平委員、川村 実委員、小出 正明委員、佐藤 有香委員、 高橋 強委員、中村 順哉委員、原 綾子委員、山口 武人委員、 若生 美知子委員、渡邊 千代美委員 以上10名		
公開・非公開の別	☒ 公開 ・ ☐ 非公開 (非公開理由:)		
傍聴者数	0名		
問合せ先	船橋市健康福祉局福祉サービス部福祉政策課総務係 電話 047(436)2384 メールアドレス fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp		
会議記録		要約した理由	

事務局（福祉政策課長補佐）	お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 開会に先立ちまして、事務局よりご連絡いたします。 本日は、オンラインとのハイブリッド形式となりますので、はじめに、ご発言の方法について説明させていただきます。 会議室にご参集の委員並びに市職員は、発言の際、挙手等でお知らせください。 委員長から、誰々委員お願いしますと言われた後に、ご発言をお願いいたします。 ご発言には、お手元のマイクを使用させていただきます。 スイッチ押していただきますと、赤いランプが付きマイクがオンになります。 発言が終わりましたら、再度スイッチを押していただき、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。 次に、オンラインでのご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言の際は、挙手ボタンを押していただくか、チャットでご発言の旨をお知らせください。 委員長から、誰々委員お願いしますと言われた後に、ご発言をお願いいたします。 発言される方、皆様をお願いさせていただきますのが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言くださいますようお願いいたします。 続いて、配付資料の確認をさせていただきます。 事前に資料を配付させていただきましたので、オンラインでご参加の委員もお手元の資料の確認をお願いいたします。 それではまず、1枚目が令和6年度第2回船橋市社会福祉審議会次第です。 続きまして、資料3-1-1 民生委員審査専門分科会委嘱状況について、資料3-1-2 民生委員審査専門分科会開催状況について、資料3-2-1、身体障害者福祉専門分科会会長及び職務代理者の決定について、資料3-2-2 身体障害者福祉専門分科会審査部会開催状況について、資料3-2-3 指定医師数・指定自立支援医療機関数、続いて資料3-3-1 船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の決議報告について、資料4-1-1 身寄りのない高齢者等サポート事業（案）、資料4-2-1 民生委員・児童委員の一斉改正に伴う対応について、資料4-3-1 ふなばし健やかプラン21（第3次）（案）の概要になります。 続いて、資料4-4-1 船橋市成育医療等に関する計画（案）概要版、資料4-4-2 国のスケジュール、資料4-5-1 こちらは子ども関連の計画の概要版、資料4-6-1 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）です。最後が、資料4-7-1 こども誰でも通園制
---------------	--

松崎委員長	度の概要説明となります。 以上となります。不足等ございませんでしょうか。 ありがとうございます。 次に、会議の公開につきましては、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、当審議会も原則公開となります。委員の皆様の発言内容について、会議録を作成し、お名前も含めて、市ホームページ、行政資料室で公表いたします。そのため、本日の会議を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日傍聴者はございませんでした。 本日は、会場でのご参加が１５名、オンラインでのご参加が８名の計２３名の委員にご参加いただいております、３３名中２３名の出席となることから、船橋市社会福祉審議会条例第５条第３項の規定である過半数以上の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。 また、松本委員はご都合により午後３時にて途中退席となります。 あらかじめご了承をお願いいたします。 それでは、船橋市社会福祉審議会条例第５条第１項の規定により委員長が議長となりますことから、松崎委員長に議事進行をお願いいたします。 松崎委員長、よろしくお願いいたします。 かしこまりました。 委員長をしております松崎でございます。 それでは、令和６年度第２回船橋市社会福祉審議会を開催いたします。 本日の議事の円滑な進行につきまして、ご協力よろしくお願いいたします。 なお、本日はハイブリッド形式の開催となっておりますので、説明はできるだけ簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 では、お手元に配付いたしました次第に従いまして、進行させていただきます。 次第の３、分科会の決議報告に入ります。 最初に、民生委員審査専門分科会から報告をお願いいたします。 民生委員審査専門分科会分科会長をしております早川でございます。 ご報告いたします。 はじめに、民生委員・児童委員の委嘱状況について、ご説明させて
早川委員	

松崎委員長	いただきます。 資料の３－１－１をご覧ください。 令和７年３月１日現在、区域担当民生委員・児童委員６９６人、主任児童委員５３人、船橋市の民生委員・児童委員として委嘱されております。 民生委員・児童委員全体では、定数が７９４人のところ、委嘱者数が現状７４９名、欠員数が４５名となっております。 民生委員・児童委員の委嘱状況についての説明は以上でございます。 次に資料３－１－２をご覧ください。 民生委員審査専門分科会の開催状況でございます。 前回の報告以降、令和６年度は２回分科会を開催いたしました。 令和６年１０月８日の第２回分科会では、専門分科会長の選出と専門分科会長職務代理者の指名を行いました。 その結果、専門分科会長として私、早川淑男、専門分科会長職務代理者として若生美知子委員に決定いたしました。 民生委員・児童委員候補者の審査では、区域担当民生委員・児童委員６名を、審議の結果適任と認め、市長あて答申いたしております。 続いて、令和７年１月３１日の第３回分科会では、区域担当民生委員・児童委員３名を審議の結果、適任と認め、市長あて答申をいたしました。 また、本日資料４－２－１としてお配りいただいている、民生委員・児童委員の一斉改選に伴う対応につきまして、事務局から説明がありました。 以上、民生委員審査専門分科会の決議報告とさせていただきます。 ありがとうございました。 ただいまの民生委員審査専門分科会の報告につきまして、何かご質問ございますか。 民生委員の定数７９４人のところ７４９人委嘱していらっしゃるということで、欠員がちょっとございますけれども、他のところに比べますと、充足しているのではないかと思います。 ただいま、分科会長からご報告がありましたように、一斉改選が今年度ありますので、大変な仕事だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは次に、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会の報告をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。 渡邊章委員 植草学園大学の渡邊でございます。
--------------	--

杉山委員	私は、身体障害者福祉専門分科会において委員を務めております。 それでは、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会について、ご報告いたします。 まず、専門分科会の審議事項は「身体障害者の福祉に関する事項を調査及び審議すること」でございます。 今年度は、令和6年9月30日から令和6年10月9日にかけて、書面会議にて1回目を開催し、「専門分科会長の選出及び専門分科会長職務代理者」を指名いたしました。 委員より、私、渡邊章が会長として選出されました。 また、職務代理者として杉山宏之委員を指名いたしました。 以上が専門分科会の報告でございます。 続きまして、同分科会審査部会の報告でございます。 審査部会の審査事項は、「身体障害者手帳申請のための診断書を交付する医師に関する事項」「指定自立支援医療機関に関する事項」「身体障害者の障害程度に関する事項」でございます。 決議内容につきましては、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会委員でもあります、船橋薬剤師会長の杉山委員よりご報告いたします。 船橋薬剤師会会長の杉山でございます。 まず資料の「身体障害者福祉専門分科会審査部会開催状況について」をご覧ください。 前回の社会福祉審議会にてご報告以降、審査部会については3回開催しております。 令和6年度第2回から第4回までの審査部会につきまして、市長から諮問があった審議内容及び市長に答申を行った審議結果をお示ししております。承認を行った件数等につきましては、説明を省略させていただきます。 また、議題のうち「部会長の選出および部会長職務代理者の指名」につきまして、令和6年度第2回審査部会にて、三村雅也委員が会長として選出され、職務代理者に川村実委員が指名されました。 しかしながら、令和6年度いっぱい三村雅也会長が退任されることから、令和6年度第4回審査部会にて、令和7年度以降の部会長の選出と職務代理者の指名を行い、星誠一郎委員が会長に選出され、職務代理者に川村実委員が指名されました。 続いて、資料「指定医師数・指定自立支援医療機関数」の「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師数」をご覧ください。 これは、これまで審査部会にて承認を行った市内医療機関における身体障害者手帳申請のための診断書を交付する指定医師数でござい
-------------	--

	ます。 令和7年3月1日現在で、133医療機関、439人が指定医師となっております。 続いて「障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関数」をご覧ください。 これは市内における自立支援医療、更生医療と育成医療の指定医療機関数でございます。 令和7年3月1日現在の医療機関の数は、病院が20件、薬局が125件、訪問看護事業所が26件となっております。 以上で報告を終わります。
松崎委員長	ありがとうございました。 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございますか。 特段ないようでございます。 それでは次に進めさせていただきます。 次に、児童福祉専門分科会からご報告をお願いいたします。
横山委員	児童福祉専門分科会長職務代理者の横山でございます。 佐藤専門分科会長が本日欠席のため、佐藤会長に代わり、児童福祉専門分科会についてご報告いたします。 お手元にある資料3-3-1、右上の四角囲みで「船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の決議報告について」とある資料をご覧ください。 前回のご報告以降に開催されました児童福祉専門分科会は、令和7年2月7日に開催した令和6年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の1回でございます。 その議題は、「専門分科会長および専門分科会長職務代理者の選任について」「小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」「こども誰でも通園制度の概要について」「船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）」「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（案）について」「船橋市成育医療等に関する計画『すこやか親子ふなばし（第2次）』（案）について」の6件でございました。 議題の1点目「専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選任について」では、委員の互選により専門分科会長に佐藤委員が選任されました。 また、専門分科会長職務代理者は、専門分科会長が選任することとされておりますことから、佐藤専門分科会長の指名により、私、横山が選任されました。

	議題の２点目「保育所・小規模保育事業Ａ型の認可に係る意見聴取について」は、市の担当課から、小規模保育事業Ａ型５件を認可したい旨の提案があり、審議の結果、これらについて、市長が認可することを適当とする意見といたしました。 議題の３点目「こども誰でも通園制度の概要について」では、市の担当課より、来年度実施予定である、「こども誰でも通園制度」について、制度の概要や実施スケジュールについてご説明がございました。 議題の４点目「船橋市児童相談所の設置についての進捗報告」では、市の担当課より現在の状況と今後の予定等を中心に、進捗の報告がございました。 議題の５点目「第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第５次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（案）について」と議題の６点目「船橋市成育医療等に関する計画『すこやか親子ふなばし第２次』（案）について」では、それぞれの計画の担当課より、その概要についての説明がございました。 児童福祉専門分科会の報告は以上です。
松崎委員長	ありがとうございました。 ただいま、児童福祉専門分科会からご報告をいただきました。大変盛りだくさんな審議をなさったことがよくわかりました。 この手元にあります資料については、何かご説明はいただけるのでしょうか。
横山委員	この後担当課からするという事です。
松崎委員長	ありがとうございます。 それでは、横山分科会長代理のご報告につきまして、何かご質問ございますか。 児童福祉専門分科会はずいぶん幅広い審議をしていただいているということですが、ご質問はございませんでしょうか。 皆さん、よろしいでしょうか。 それでは次に、次第の４．その他の報告、説明事項に入ります。「身寄りのない高齢者等サポート事業」について、福祉政策課からご報告をお願いいたします。
福祉政策課長	福祉政策課長の斎藤でございます。 資料４－１－１をご覧ください。 身寄りのない高齢者等サポート事業（案）ということで、令和７年度の新規の事業として、福祉政策課で企画立案をいたしまして、実施

	していく事業でございます。 皆様ご承知のとおり身寄りのない高齢者問題というのは、今、世間で問題視されているところでございます。 船橋市の状況でございますが、令和6年10月1日現在で、市内の単身高齢者は48,230人でございます。 これが令和22年10月1日で77,745人を見込んでおります。 また、令和4年度に実施いたしました高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料としての高齢者生活実態調査におきまして、高齢者の約10%の方が、身寄りがないと回答をされております。 つまり、計算いたしますと現在でも約4,800人、2040年には、約7,700人の方が身寄りない高齢者となる可能性があるというところになります。 身寄りのない高齢者の方は、医療機関への入退院、介護施設への入退所、亡くなった後など、こういったイベントの際に支援する方がいないため、多くの課題を抱えることが予想されます。 このような課題による影響、これをいくつかでも解決できればということで、この影響を抑えるために今回の事業を提案した次第でございます。 資料の下半分、実施するサービスをご覧ください。 今回の身寄りのない高齢者等サポート事業では、見守り、安否確認サービスといたしまして、月1回の電話、6ヶ月に1回の家庭訪問を行います。 年間約6,000円。6,000円と書いておりますが、年会費をいただいて活動いたします。 2番目、入退院時等支援サービス。いわゆる病気をなされたときの入退院の付き添い。それから緊急連絡先になること、医療説明時の同席、入退院時の支払代行と、こういったことを支援できないかと考えております。 3番目、死後事務サービス。亡くなった後の葬儀、火葬、納骨に関する手続き、死亡に伴う行政官庁等への届け出、賃貸住宅の家財処分明け渡しに伴う諸手続き。これを支援するというサービスをパッケージで出そうと考えております。 これらのいわゆる料金がかかってしまうものに関しましては、事前に契約なさる方とご相談の上、預託をしていただく。預託金をプールしておいて、その方がお金の執行ができないときに代行できるというような仕組みになっていきます。 裏面をご覧ください。 この事業の対象者は、現在のところ以下の条件を満たす方と考えております。
--	---

まず、市内に居住している方。65歳以上の単身高齢者で、子どもや親族がいらっしゃらない、もしくは疎遠である等、頼れる身寄りがいない方。契約内容を十分にご理解した上で、利用を希望される方。自己所有の不動産がある場合、これは一軒家におひとり住まいの方が想定されますが、その場合、亡くなった後に我々で処分することは難しいため、あらかじめ契約までの間に、その処分について検討していただける方を想定しております。それから、生活保護を受給していない方。これを原則と考えております。

相談から契約までの流れにつきましては、まずこの事業を先行して行っている自治体、社会福祉協議会があるのでお話を伺ったところ、契約までにかかなりの日数を要するということで、原則、ご相談については電話予約制を採用しようと思っております。

結構な時間がかかると思うのですが、面談をする中で、例えば下の②のところにエンディングノートの記載というのがございますが、その方に今後の人生の送り方等について過去を振り返りながら、将来を見ていただくという形で、エンディングノートに細々書いていただくとか、将来どういったことを希望するのかとか、細かいことをインタビューするのと同時に、疎遠であるとおっしゃる方が数多くいらっしゃると思うのですが、実際は戸籍謄本を取っていただいて、いわゆるご存命の血族がいる場合は、1回はアクションを起こしていただこうと考えております。

それは、とにかくにも我が国においては、相続という民法上の事務を行うためには、やはりご家族、親戚がいらっしゃると事後処理がスムーズでございます。ところがそういった相続をされる方がいらっしゃらない、最近ですと相続拒否ということもあります。そういった場合に、我々のサービスを契約していただく中でも、やはりお亡くなりになったときに相続の意思が翻る場合もありますので、そういったところまで含めて、契約に至るまでに細かくご相談をした上で、契約をしようかと考えております。

また、今回の事業は厚生労働省のモデル事業、いわゆる補助金を活用して行う予定でございます。

こちらに関しましてはご承知の方もいらっしゃると思うのですが、過去にこういったライフサポートサービスを民間でやられている会社が、資金を不正流用したことによって倒産してしまったというような事件もございました。

これがいわゆる消費者問題として取り上げられまして、内閣府の消費者委員会としても、厚生労働省など省庁に解決できるよう努力をしてくださいというような建議をなしております。

この建議を受けまして厚生労働省では、ここに至るまで数々の取り組みをしてきたのですが、昨年度からモデル事業が展開されておりました。

	て、生活保護ではないですが、十分な資力がない方、預貯金が少し心もとないとかですね、入ってくる年金が平均以下ですとか、そういった方でも、こういった死後事務サービス等に加入できるようなモデル事業をやってもらいたいというのが、今回の厚生労働省の事業の目的でございますので、船橋市としてはこのモデル事業にこういった形が有効なのかということトライしながら、今回の事業に取り組んでいきたいなと思っております。 当該事業は今年の１０月からスタートをする予定でございまして、事務は委託を考えており、船橋市社会福祉協議会に委託する予定でございます。 説明は以上でございます。
松崎委員長	ありがとうございました。 ただいま、身寄りのない高齢者サポート事業について、福祉政策課にご説明いただきました。 これは大変興味のある政策だと思っておりますが、何かご質問やご意見ございますか。 はい、どうぞ。お名前は。
佐瀬委員	佐瀬俊道といいます。 見守りで月１回の電話とか、６ヶ月に１回の訪問というのが時間にしたら結構長いのかなというのがあって。民間でも一人世帯の対応として各位取り組みされていますよね。 古くは、電気ポット会社が電気ポットを一定期間使わないと、状況が悪いのではないとか。近年では、運送会社のヤマト運輸だったと思うのですが、トイレの電球のポンプが一定期間使われないと、異常があるのではないとか。すごく短い間隔で調べてくれるものがあるのですが、そういったものとの連携は考えられるのでしょうか。
福祉政策課長	ご質問ありがとうございます。 福祉政策課でございます。 もちろんその民間のサービスを、使っていただくという観点においては十分ジョイントはできると思いますし、ただ我々として年間６，０００円、月に直すと５００円の会費でどこまでできるかというのを、モデル的な取り組みであるものですから、まずはこの頻度から始めさせていただいて、こういったところができるのかというのを探った上で、回数を増やしていくなど、今年度考えさせていただければと思っております。 その間に本人としても少し不安があって、民間サービスを使いたいということであれば、それは一向に構わないのですが、その分少しお

松崎委員長	値段が跳ね上がる場合もあるので、我々としては、当初はセッティングしないというところで考えております。 以上です。 その他、何かご質問ございますか。 おそらくこれからそういうことに対して不安に思っている方が一層増えるのではないかと思います。どうしようかと思って悩んでいる方はたくさんいらっしゃいますので。 それなりに収入がある方は、きちっとしたそういうサポートを使うのでしょうけれども、生保よりは少し上で、低い年金で一人暮らし、非常にいろいろな問題が起こりそうな世帯に対して、モデル的に船橋でやってみようということですので、大いに期待していただきたいと思います。 それでは次に入りたいと思います。 民生委員・児童委員の一斉改選に伴う対応について、地域福祉課からご報告お願いいたします。
地域福祉課長補佐	委員長、地域福祉課長補佐です。 地域福祉課長補佐の根岸でございます。 地域福祉課から３点ご報告いたします。 資料４－２－１をご覧ください。 まずは、「民生委員・児童委員の一斉改選に伴う対応について」でございます。 民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第１０条の規定により３年と定められていることから、現在の民生委員・児童委員の任期が令和７年１１月３０日をもって満了します。 この３年ごとの改選を、「民生委員・児童委員の一斉改選」と呼んでいます。 現在、民生委員・児童委員の選考に対する協力依頼を行うために、船橋市自治会連合協議会及び船橋市民生児童委員協議会へ説明を行っております。 ４月以降の民生委員候補者の推薦に係るスケジュールにつきましては、記載の通りでございます。 次のページをご覧ください。 続きまして、２点目、船橋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。 現在、本市におきましては、民生委員の定数を条例により７９４人と定めておりますが、これを７９５人に改めるものでございます。 改定の背景ですが、前回の一斉改選時から３年が経過し、各地区において、人口の増加など地域の実情に変化が生じていることから、改

めて定数の見直しを行いました。

今回の定数改正案を作成するに当たりましては、各地区の民生児童委員協議会への定数変更の要望調査を実施し、その調査の結果、1地区より1名の定数増員要望がございました。

地区からの要望を踏まえ、現在の定数を1名増やした795人とする条例改正案について、現在行われております令和7年第1回船橋市議会定例会において審議していただいております。

最後に、一番後ろのページご覧ください。

3点目として、民生委員・児童委員の推薦母体の追加についてでございます。

船橋市民生児童委員協議会では、一斉改選に向けた準備として、民生委員の推薦の流れについて改善できるところがないか、船橋市民生児童委員協議会内の組織である自立支援対策問題研究部会において検討を行ってまいりました。

その中で、今回の一斉改選からは、民生委員の推薦フローの中で、地区の民生児童委員協議会を推薦母体として追加してみてもどうかということで、部会内で案がまとまりました。

その後、船橋市民生児童委員協議会の理事会において、その案について承認されましたので内容についてご報告させていただきます。

資料の表、変更内容比較をご確認ください。

表の右側、従来の民生委員の推薦フローでは、町会・自治会から民生委員候補者の推薦をしていただき、その後、船橋市自治会連合協議会の地区連会長、地区の民生児童委員協議会の会長が確認するという流れになっておりました。

左側をご覧ください。今回の新たなフローですが、上半分は従来と同じとなっております。太線で囲っている今回の新たな推薦フローでは、従来の流れを基本としながらも、町会・自治会からの民生委員の推薦が難しい場合などには、地区の民生児童委員協議会の会長から直接、民生委員候補者の推薦を上げることができるよう、推薦フローのパターンを追加するように改めました。

例として挙げさせていただきましたが、従来の方法ですと、民生委員の候補者が、町会・自治会の組織されていないエリアに居住している場合などに、町会・自治会から推薦を上げてもらう流れが難しいとの意見が上がり、今回のフローの見直しをしたところです。

また、新たな推薦の流れは表の通り、地区の民生児童委員協議会から町会・自治会長、地区連会長となっておりますが、この地区の民生児童委員協議会から推薦を上げた場合における町会・自治会長の承認については、※で書かせていただいたとおり、候補者が町会・自治会に属していないエリアに居住している場合などは省略を可能にするという取り扱いで考えております。

松崎委員長	地域福祉課の報告は以上でございます。 ありがとうございました。 ただいまの民生委員・児童委員の推薦母体の追加も含めまして、一斉改選について何かご質問ございますか。 一つは推薦母体の追加ということで、新しい民生委員がなかなか上がってこない地域とか、あるいは自治会のない地域とか、そういうところにも、きちんと民生委員が配置できるような形で進めるといいですね。
地域福祉課長補佐	委員長、地域福祉課長補佐の根岸でございます。 委員長が今おっしゃったとおり、町会自治会の方からもなかなか民生委員の候補者の推薦を上げることが難しいというお声をいただいておりますし、実際町会自治会に入らない方というのも残念ながら増えておりますので、そういったところにおきましても、民生委員の候補者を推薦しやすくなるように、今まで推薦母体としては町会自治会しか認めていなかったところを、そちらを基本としながらも、やむを得ない場合には、地区の民生児童委員協議会からも推薦を上げることができるようにしようということで、まずはやってみようということでございます。 以上でございます。
松崎委員長	ありがとうございました。新しい推薦の仕方をしていくということで、なかなか地域の中で推薦が上がってこないところもありますので、今度の新しい試みで、地区連会長の役割がまた大きくなっていくということでございますね。ありがとうございました。 それでは続きまして、ふなばし健やかプラン２１第３次（案）の策定について、健康政策課から説明をお願いいたします。
健康政策課長	委員長、健康政策課長の櫻井でございます。 よろしく願いいたします。 それでは、「ふなばし健やかプラン２１（第３次）」（案）のご説明をさせていただきます。 使用する資料につきましては、Ａ３で横の資料４－３－１、こちらを使って説明させていただきます。 文字が細かくて大変恐縮ではございますが、ご了承いただけたらと思います。 現行の「ふなばし健やかプラン２１（第２次）」、こちらが健康増進計画と食育推進計画を合わせた計画で、今走っているところなのですが、こちらが今年度末で期間が満了いたしますので、パブリッ

ク・コメントの結果等を踏まえ、今月末に新たな計画として、全7章、155ページからなる第3次計画を策定する予定でございます。

まず、資料の方をご覧ください、左上の第1章のところですが、「計画の策定にあたって」という形で記載しております。

「計画の策定にあたって」では、多様化、複雑化する健康課題を解決するため、本市の心身の健康づくりの総合的な指針として、「ふなばし健やかプラン21」と自殺対策計画を統合いたしまして、健康増進計画、自殺対策計画、食育推進計画を一体的に策定することを掲載しております。

下に移りまして2番の基本理念のところですが、基本理念といたしまして、「誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」といたしまして、計画の期間は令和7年度から令和18年度までの12年間で行っていきます。

下の第2章のところですが、現行の第2次計画および自殺対策計画の最終評価を掲載しております。

本市の平均寿命、健康寿命は、共に延伸し、その差であります不健康期間は大きな変化がございませんでした。

また、自殺死亡率はベースライン値よりも2.1ポイント増加したという結果になっております。

続きまして第3章ですが、「本市の健康を取り巻く状況」といたしまして、人口動態ですとか、死亡の状況、医療介護の状況など、本計画に関連する主要な各種統計データを掲載しております。

続いて資料真ん中の上の方に目を移していただきまして、第4章、こちらが本計画の中核を成します総合目標および各分野の目標と取組を掲載しております。

資料中央の体系図にありますとおり、基本理念の実現に向けまして、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、そして新たにその図の下の下に書いてありますけれども、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、これを加えた3つの基本的な方向から健康づくりに取り組み、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組を推進することで、総合目標でございます健康寿命の延伸と自殺死亡率の減少の達成を目指します。

なお、各分野における目標と取組の詳細につきましては、この資料の裏面に一覧にまとめて掲載しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

また、資料の表面に戻っていただきまして、右側の上の第5章に移ります。

第5章では、本市の自殺対策の推進、自殺対策計画として自殺を取り巻く現状を踏まえ、自殺対策の3つの基本方針のもと、4つの基本施策と、5つの重点施策を有機的に連動することで総合的に推進する

	こととし、それぞれの施策ごとに市の主な取組を掲載しております。 続きまして第6章では、本市の食育の推進、食育推進計画として本市の食育の基本的な考え方、目指す姿、施策の展開、こちらを掲載しております。 基本的な考え方のおり、第4章にあります栄養・食生活、こちらの分野を主に食育推進計画に位置づけまして、第6章では、第4章の健康づくりの視点からの食育と、地産地消ですとか食品ロスの削減など社会、環境、文化の視点からの食育、こちらをまとめて掲載しており、その推進においては、市の他の計画との連携も図りながら、一体的に食育施策を推進してまいります。 最後に第7章ですが、本計画の推進体制と進行管理について、健康づくりにおける各主体の役割ですとか、計画策定、進捗管理、評価を行う外部委員からなる協議会の設置、評価のスケジュールなどを掲載しております。 なお、本計画では策定時は、各分野の指標の数値目標を設定せず、指標の方向といたしまして、増加や減少、こういうトレンドをお示しし、ベースラインは、令和7年度までの最新の値を、指標の目標値につきましては、令和8年度に設定することといたしております。 また、本計画書とパブリック・コメントの結果につきましては、3月31日に市のホームページで公表する予定でございます。 健康政策課からの説明は以上になります。
松崎委員長	ありがとうございました。 ただいま、ふなばし健やかプラン21第3次（案）の策定について、健康政策課からご報告いただきました。 いかがでしょうか。ご意見やご質問ございますか。 健康増進計画、自殺対策計画、食育推進計画と全部盛り込んで、いわゆる全体で「健康」という新しい積極的な概念で捉えて、総合化されている計画だと思いました。 食育も含めて素晴らしい計画で、きちっとした実効性を図るような計画づくりをされておりますので、これから大いに期待したいと思っております。 それでは続きまして、船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」（案）について、地域保健課から報告をお願いいたします。
地域保健課長	委員長、地域保健課長の高橋と申します。 それでは、船橋市成育医療等に関する計画についてご説明をさせていただきます。 資料番号4-4-2、A4、1枚の資料をご覧いただきたいのです

	が、まず、表面の国のスケジュールをご覧ください。 成育医療等に関する計画の位置づけでございますが、表の一番上の段、国が令和5年に成育医療等基本方針を改定し、上から3番目の成育医療等基本方針を踏まえた計画を各自治体において令和6年度以降策定していくこととなりました。 成育医療等基本方針とは、成育基本法に基づき、妊娠、出産および育児に関することなど、成育医療の施策を推進するための基本的な考え方を示したものになります。 次に、同資料2面の船橋市のスケジュールをご覧ください。 上から2段目のピンクの矢印、現・母子保健計画「すこやか親子ふなばし」は令和6年度が最終年になります。 そのため、その下の段の黄色の矢印、令和7年度から国の方針に沿って船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」と名称を変更しまして令和11年度までの計画を策定することといたしました。 それでは本計画案につきまして、今度は資料の4-4-1、概要版を用いまして、ご説明をさせていただきます。 概要版を1枚めくりまして、1ページをご覧ください。 計画策定の趣旨でございます。 本計画は、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目指すものであり、船橋市母子保健連絡協議会において、有識者のご意見を反映させて、策定いたしております。 2ページ目をご覧ください。計画の基本理念です。 基本理念は、「すべてのこどもが健やかに育つまち船橋」としました。母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次世代を担うこども達を健やかに育てるための基盤となります。 また、こどもが健やかに成長するためには、安心して子育てができるまちづくりが重要でございます。 下の段にいきまして、5つの基本目標です。 成育過程とそれを取り巻く環境ごとに5つの基本目標を設定しています。 基本目標1として、妊産婦等への保健施策、基本目標2として、乳幼児期における保健施策、基本目標3として、学童期及び思春期における保健施策。基本目標4として生涯にわたる保健施策、基本目標5として、子育てやこどもを育てる家庭への支援としました。 3ページをご覧ください。計画の構成ですが、5つの事業目標ごとに現状と課題、目指す姿、指標と目標値、目標に向けた取り組み、それに対応する事業を掲載しております。 評価指標については、国が成育医療等基本方針において示したもの
--	---

	については網羅し、市独自の指標を追加しました。 また、5年後の目標値を設定しております。 それでは基本目標ごとに主なものをご説明いたします。 基本目標1、妊産婦等への保健政策では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築を基本目標としています。目指す姿は、妊産婦等が心身の健康管理により健やかに過ごすことができるとしました。 指標と目標値ですが、市が行う環境整備、取り組み、いわゆるアウトプットを行うことによって、下の健康水準、健康行動、いわゆるアウトカムに繋がるという流れで指標と目標値を設定しています。 目標に向けた取り組みでは、医療機関との連携の充実を図る産後ケア事業等を通じて、担当の負担の軽減を図るとしており、対応する事業が産婦健診や産後ケア事業となります。 次に4ページに参りまして、基本目標2、乳幼児期における保健施策です。 目指す姿として、こどもが健診を受診することで、健やかに成長することができるとしております。 指標と目標値のアウトカムでは、各乳幼児健康診査等の受診率を掲載しております。 目標に向けた取り組みでは、1か月児健康診査や5歳児健康診査を実施検討中として掲載し、切れ目のない乳幼児期の健康診査の体制を整備してまいりたいと考えております。 次に5ページをご覧ください。 基本目標3、学童期及び思春期における保健施策です。 目指す姿は、児童・生徒が自分自身の健康について考え、必要な健康行動がとれるとしました。 指標と目標値では、アウトカムとして、市が学童期・思春期を対象とした健康講座を実施した学校数などを指標としております。 目標に向けた取り組みでは、学童期・思春期から健康管理を行えるよう、健康教育やプレコンセプションケアを推進するとしています。 6ページをご覧ください。 基本目標4、生涯にわたる保健施策です。 現状と課題ですが、ライフステージによって健康課題が異なるため、各ライフステージに応じた健康管理ができるよう、取り組みを推進していく必要があります。 目標に向けた取り組みとして、女性のライフステージの変化に応じた相談支援、知識の普及を行ってまいります。 7ページをご覧ください。 基本目標と子育てやこどもを育てる家庭への支援です。 目指す姿ですが、子育てで悩んだときに相談できる人や相談先があ
--	--

	り、ゆとりをもって子育てをすることができるとしました。 指標と目標値ですが、アウトカムでは、育てにくさを感じたときに対処できる親の割合を掲載し、主な取り組みとして、家庭訪問や子育て相談などを実施し、育てにくさを感じる保護者への支援の充実を図ってまいります。 最後のページになりますが、計画の推進体制でございます。 有識者による船橋市母子保健連絡協議会において、毎年、本計画の達成状況等の進捗管理を行ってまいります。 計画の評価ですが、計画の終了年である令和11年度に最終評価を行ってまいります。 本計画につきましては、昨年12月中旬から本年1月中旬にかけてパブリック・コメントを実施し、意見を踏まえて、1月末に船橋市母子保健連絡協議会に諮り、最終調整を行ってまいりました。 今月中に策定の予定でございます。 説明は以上となります。 どうぞよろしくお願いいたします。
松崎委員長	ありがとうございました。 ただいま、船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」（案）について、地域保健課からご報告いただきましたけれども、いかがでしょうか。何かご質問ございますか。 これ全部総合化するとすごい計画ですね。 この計画の中で「船橋で子育てしたい、してみたい」と思う割合が93%と非常に高いので、少し驚いたのですけれども。選ばれている船橋なのだなと読ませていただきました。 特にご意見ございませんか。 それでは、続きまして「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策について計画」（案）について、こども政策課からご報告をお願いいたします。
こども政策課長	委員長、こども政策課長です。 こども政策課の三輪と申します。 「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（案）についてご説明いたします。 概要版を用いてご説明させていただきます。 資料の4-5-1をご覧ください。 本計画は、これまで個別に推進しておりました「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として、令和11年度に最終評価を行ってまいります。

も・子育て支援事業計画」、「第4次船橋ひとり親家庭等自立促進計画」、「親子のしあわせ応援プロジェクト」の3つを統合し、一体的な計画として策定をするものです。

計画案については、条例により設置している会議体であり、法律で計画策定に際し意見を聞くこととされている、船橋市子ども・子育て会議においてご意見を伺いながら策定をまいりました。

1ページをご覧ください。

第1章では、計画の法的位置づけや計画期間、令和7年度から11年度の5か年という計画期間などを掲載しています。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の計4つの計画として位置づけております。

また、計画期間は、先ほど申しました通り、令和7年度から11年度までの5か年としているところです。

2ページ目をご覧ください。

第2章では、こども・子育てを取り巻く状況を掲載しています。

一番上のグラフは、本市の人口の傾向の推移であり、総人口は増加していますが、未成年人口は減少しています。

一番下のグラフをご覧ください。

こちらは、母親の就労状況であり、就労している割合が年々増加傾向であり、今後の就労を希望する割合は、フルタイム、パートタイム、アルバイトなどの合計を見ると、実態よりもさらに高くなっています。

3ページをご覧ください。

第3章では、計画の基本的な考え方を掲載しています。

本計画は、『こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念とし、「こども」、「親・家庭」、「地域・社会」の3つの基本理念を掲げています。

この基本理念のもと、11の基本施策を設けるとともに、横断的施策として、こどもの貧困対策を位置づけており、基本施策ごとに様々な施策を展開することとしています。

4ページをご覧ください。

第4章では11の基本施策を掲載しております。

各基本施策の構成は、現状や背景、現状から見える課題、施策における主な取り組みと指標を、関連する取り組みを基本としています。

各基本施策は、「基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実」、「基本施策2 こどもの健全な育成の充実」、「基本施策3 特別な配慮を要

松崎委員長	するこどもへの支援の充実」。 5 ページに進んでいただきまして、「基本施策4 母子保健の充実」、「基本施策5 親子のふれあいの場づくり」、「基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実」。 6 ページに進んでいただきまして、「基本施策7 ひとり家庭等の自立支援の推進」、「基本施策8 経済的支援の実施」、「基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり」。 最後に7 ページの「基本施策10 児童虐待防止対策の充実」、「基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進」からなっています。 続いて8 ページをご覧ください。 第5章では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を掲載しています。 こちらは、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、必須のものであり、各事業の需要と供給の量を記載しております。 大きく分けて2つあります。 1つは、教育・保育という認定こども園、幼稚園、保育園などについて、8 ページ最下部の表の部分で数値を表しています。 もう1つが地域子ども・子育て支援事業計画という各種事業で、9 ページ、10 ページの表のとおりとしています。 続いて11 ページをご覧ください。 最後の第6章は、計画の推進に関することを掲載しております。 本計画は、毎年度、進捗状況の点検評価を行い、子ども・子育て会議において報告し、公表いたします。 また、この概要版には入らないのですが、今後各事業を実施していく中で、当初の見込みと実績が大きく乖離してしまった場合には、必要に応じて見直しを行うこととしています。 このような計画について、来年度の4月からのスタートということで、事業に取り組んでいきたいと考えております。 説明は以上でございます。 ありがとうございました。 「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」(案)について、こども政策課からご報告いただきました。 大変盛りだくさんなのですが、ただいまの計画の報告について、何かご質問はございますか。 全体を理解するのは大変ですね。かなり網羅的に計画づくりをされているということですが、それぞれの基本法がございますので、その法律に基づいて、計画づくりをされておりますが、何かご質問ござい
--------------	--

児童相談所開設準備課長	ますか。 特にないようでしたら次に進めさせていただきます。 それでは続きまして、船橋市児童相談所の設置についての進捗報告を、児童相談所開設準備課からご報告をお願いいたします。 児童相談所開設準備課長の鈴木と申します。 よろしくお願いします。 では、資料の４－６－１をご覧ください。 船橋市児童相談所の設置について、進捗状況をご報告させていただきます。 船橋市では、「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めております。 主な経緯と進捗状況につきましては、令和３年４月に、整備地および敷地面積を決定。 令和３年７月、「船橋市児童相談所基本構想」を策定。令和４年３月、「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手。令和６年６月、工事契約議案の可決、工事契約の締結。令和８年７月の開設を予定しております。 現在の状況と今後の予定です。 まず、施設整備につきましては、当初の予定では令和８年４月の開設に向けて、令和６年３月に工事契約を行う予定で進めておりましたが、入札の不調により令和６年４月に改めて入札の公告を行いました。 ６月２８日に工事契約を締結し、７月から建設工事に着手しており、現在は基礎工事を行っております。竣工は令和８年３月を予定しております。 次に、人材確保・育成についてです。 児童相談所に必要な職員は多岐・多数にわたることから、総務部と協議のうえ、開設までの研修期間等を考慮して計画的に配置を進めております。 また、他自治体への派遣研修については、令和６年１０月現在、１１自治体に３３名の職員の派遣を行っております。 千葉県との協議についてです。 児童相談所設置中核市として、県より移譲される３５０項目程度の業務について、適正に引き継ぐことができるよう、庁内各課において協議・調整を行っております。 また、人事交流や入所施設に関する事項など、様々な事項につきまして、県・市児童相談所の設置検討会議を設置し、継続的に協議を行っております。
--------------------	--

	裏面をご覧ください。政令指定の要請です。 中核市である本市が児童相談所を設置するには、政令を改正し、児童相談所設置市に規定される必要があります。 そのため、令和7年1月14日付けでこども家庭庁に対し、本市を児童福祉法に規定する児童相談所設置市として政令で指定することを要請いたしました。 最後に、児童相談所の整備概要についてです。 建設地については若松二丁目、敷地面積は約3,000平米、鉄筋コンクリート造、地上3階、延べ床面積約3,600平米です。 周辺図に記載しておりますが、南船橋駅の南側、徒歩約6分の位置に建設中でございます。 完成イメージ図は北東から見た鳥瞰図となっております。 説明は以上となります。
松崎委員長	ありがとうございました。 ただいま、船橋市児童相談所の設置の進捗状況についてご報告いただきました。 無事に令和8年7月に開設されることを願っています。 これは昨年度もご報告いただいておりますけれども、いよいよ完成に近づいているということでございますが、何かご意見ございますか。
事務局	委員長、松本委員から挙手がありました。
松崎委員長	松本委員どうぞ。
松本委員	ありがとうございます。 よろしくお願いいたします。 二点、お伺いしたいことがあります。 まず、一点目、施設整備に関してですが、今、建設費が予想を超える勢いで上昇していると思うのですが、そのあたり皆さん心配されていると思いますが、いかがでしょうかという質問が一点目でございます。 それから二点目なのですが、いよいよ再来年度に開設が近づいてきたわけですが、人材確保育成に努められているということで、ありがとうございます。 ただ、実際に運営が始まった場合に、今、児童相談所の働きとして、まずは子どもの安全確保ということで、一時保護をまずするというところが、機能していくと思うのですが、そこら辺の機能が上がれば上がるほどですね、まず身柄の安全確保はしたものの、その事後

	の対応が難しいものになっているのではないかと考えております。 つまり、一時保護した後、子どもがその後どうしたいのか。本当に家が安全なところなのかそうではないのか、といったところを判断するのに、子どもの意見を聞いたり、あるいは一時保護の後も保護を続けた方が良いのか、第三者的な意見を聞きながらやるような枠組みですとか、そういった辺りの整理がどうなっているかということを知りたいと考えています。 よろしく願いいたします。
松崎委員長	それではよろしいでしょうか。
児童相談所開設準備課長	まず、一点目の建設費の高騰についてですが、資材価格であったり、労務単価というものは上昇を続けております。既に契約済みのものであっても、業者からの求めに応じまして、契約変更するという制度がございますので、まだ今のところ建設業者から増額の変更を求められておりませんが、今後そういう申し出があった場合には、協議を行いまして、必要に応じて契約変更をする予定でございます。 二点目の一時保護児のその後の措置先などについて、子どもからの意見などを聞くことについては、子どもの措置をするときにまず子どもの意見を聞くというのが法律で定められました。 それから、そういった子どもたちの意見を、職員がただ単に聞くだけではなくて、他のNPOなどが間に入るなどして聞きやすい環境、意見表明支援事業というのですが、そういったものを船橋市児童相談所では導入する予定です。 さらに、第三者の意見というお話がありましたが、一時保護するにあたって、まず7日間以内に一時保護状の請求というものを裁判所にしなければいけないという法改正がされ、今年の6月から施行されることであったり、または一時保護所や児童相談所の運営についても第三者評価を導入したいと考えておりまして、そういった第三者の目を持って公正な業務ができるように努めてまいりたいと考えております。 以上です。
松本委員	ありがとうございます。 よろしく願いいたします。
松崎委員長	ご質問ありがとうございました。 その他、いかがでしょうか。 佐瀬委員、どうぞ。

佐瀬委員	佐瀬俊道です。 先ほど、子どもの自殺率が高いというのを見て、すごくショックで。やっぱり子どもはいじめとか、人間関係で自殺に繋がっているのかなというのを考えると、今回の児童相談所の設置とか、こういった政策が上手く動くといいなと思っているのですが、子どもにとっての駆け込み寺みたいなものがあると、もうちょっと救われるかなと思うので、どこかの課で作っていただけたらなと思っています。 以上です。
松崎委員長	駆け込み寺ですね。 私は、千葉市の中央児童相談所のすぐ近くに住んでいるのですが、子ども、両親が夜逃げをしてしまって、小学校5、6年生でしょうか。下の子を連れて児童相談所の入口に来ていまして。私は学生の指導のために行ったのですが、そういう光景を見て直接地域の子どもが児童相談所に駆け込んでくるということ、子どもにとってここは自分を守ってくれる場所なのだと認識していることは、すごくいいことだなと思ったことがございました。 一つの駆け込み寺として、児童相談所があればいいかなというようなことで、見聞したことをお話ししました。 児童相談所開設準備課、どうぞ。
児童相談所開設準備課長	児童相談所開設準備課長です。 たしかに自殺願望のある児童でしたり、そういった子を一時保護して生命を守るための最後の砦だと思っていますので、そういったことにも十分考慮しながら、運営は行っていきたいと思っています。
松崎委員長	その他ございますか。 宮川委員、どうぞ。
宮川委員	習志野台整形外科の宮川といいます。 不登校児が年々増えているような印象をととても受けております。不登校児の支援みたいなものは、今回の計画の中に何か盛り込まれていませんでしょうか。教えていただければ幸いです。
松崎委員長	こども家庭支援課長、どうぞ。
こども家庭支援課長	こども家庭支援課長です。 現在、船橋市の不登校の支援につきましては、教育委員会の方でのみ実施している状況です。

宮川委員	ただ、来年度は子どもや家庭を支援するという観点から、こども家庭部の方で、福祉の視点からこういった支援ができるかというのをまず研究させて、先進市等を視察させていただいて、その後、事業化できるかというところを、来年度は検討したいと考えておりますので、この計画にちょっと直接はまだ反映はしておりません。以上です。 ありがとうございます。 そちらの方も引き続きよろしくお願いいたします。
松崎委員長	その他、ご意見やご要望ございますか。 それでは「こども誰でも通園制度」の概要について、保育運営課からご報告お願いいたします。
保育運営課長	保育運営課長北川です。 それでは、資料４－７－１をご覧ください。 今般、法改正によりまして、令和７年度から通称「こども誰でも通園制度」は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく制度として規定され、市町村以外の者がこの事業を行う場合は、保育所等と同様に市が認可を行うこととなります。市が認可を行う上で必要な手続きとして、保育所等と同様に、市町村児童福祉審議会等への意見聴取が義務付けられており、今後は船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取を予定しておりますことから、この同分科会の本会でもあります社会福祉審議会でも事前にご説明させていただくものでございます。 なお、本日も説明させていただく内容につきましては、令和７年２月７日に実施した同分科会でも同様に説明したのになります。 それでは、タイトルページをめくっていただければと思います。 １の制度の概要についてでございます。 普段、保育園等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育園等への通園を可能とするものでございます。 対象とする児童は、普段保育園等に通っていない０歳６か月から満３歳未満のこどもでございます。 利用可能な施設としましては、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園などが挙げられます。 利用時間の上限につきましては、月１０時間となっております。 ２の背景・目的についてでございます。 ０から２歳児の約６割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があります。こうした状況を踏まえ、こども家庭庁では全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、

松崎委員長	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方や、ライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、この新たな通園制度を創設することとなりました。 3の実施スケジュールでございます。 令和5年度より全国のいくつかの自治体において試行的に実施しており、国は令和7年度に児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から、法に基づく新たな給付制度として全国の自治体で実施することとなっております。 市のスケジュールとしましては、令和8年4月の本格実施に向けまして、令和7年度中の実施を予定しております。 こども家庭庁から提供される最新の情報を注視しつつ、他自治体の先進的な取り組みや課題などを参考にしながら、本市の実情に即した制度設計を進めていく予定です。 また、認可のための基準条例を制定する必要があります。 これは国が定めた設備及び運営に関する基準に基づき、市の条例を制定するものでございます。 2ページをご覧ください。 4の船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取についてでございます。 冒頭で少しご説明させていただいたとおり、「こども誰でも通園制度」は法的な認可制度となり、私立施設では市の認可が必要となります。 法令上、認可をする前に、市町村児童福祉審議会等への意見聴取が義務づけられており、これまで船橋市では社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、保育所等の認可に係る意見聴取を行っていたことから、「こども誰でも通園制度」の認可におきましても、同様に同分科会にて意見聴取を行いたいと考えております。 つきましては、令和7年度以降の実施に向けて、今後の同分科会で、保育所等の認可と同様に、新たに「こども誰でも通園制度」を開始しようとする施設事業者についてご意見を伺った上で、市で認可を行い、事業を開始していくことになる予定でございます。 以上で「こども誰でも通園制度」についての説明になります。 ありがとうございます。 ありがとうございました。 「こども誰でも通園制度」の概要について、保育運営課から報告をいただきました。 これについて何かご質問ございますか。 認可基準を明確に作っていかなければいけないということですね。
--------------	---

事務局（福祉政策課 長補佐）	ライフスタイルにかかわらず、誰でも通園できるそういう制度にしていきたいということです。 特にないようであれば、本日の審議はこれで全部でございますので、終了させていただきます。 議事の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。 それでは、最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。 事務局でございます。 委員長ありがとうございます。 本日の会議録につきましては、事務局で案を作成次第、委員の皆様にご確認いただき、確定させる予定ですので、ご協力をお願いいたします。 また、佐藤委員、横山委員、佐瀬委員におかれましては、令和7年9月30日をもちまして任期が満了となります。 次の本審議会の開催は、来年度末を見込んでおりますことから、3名の委員の皆様の現任期中の会議開催は、今回が最終となる見込みですので、この場をお借りして、御礼申し上げます。本市の福祉政策に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございました。 各関係団体の方には、次期委員の推薦等をお願いすることとなりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。 事務局からは以上となります。 皆様、本日はありがとうございました。 オンラインでご参加の委員の皆様はご退出ボタンから適宜ご退出いただきますようお願いいたします。
---------------------------	--